

温暖化政策で **ビジネスと生活が変わる** 第6回

「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 足立治郎

環境税 5 — 正念場迎える民主党政権

11月30日に民主党税制改正プロジェクトチーム役員会が、環境税骨子案を含む「平成23年度税制改正主要事項にかかる提言(案)」(以下、PT案)をまとめた。内容を紹介し、論じてみる。

PT案は、「石油石炭税を活用して、地球温暖化対策のための税を平成23(2011)年度から導入する」とした。

またPT案は、「民主党がこれまで暫定税率の廃止を主張してきた経緯に鑑み、「地球温暖化対策のための税」によるガソリンと軽油の価格上昇を避けるため、免税・税率の引下げ・還付、その他の支援措置を講じるべきである」とする一方で、「ガソリン税と軽油引取税の税率については、厳しい財政状況に鑑み、来年度においては存置すべき」とした。ただしPT案策定段階では一時「ガソリン税の引下げ」も有力な案とされ、今後その復活もありうるだろう。

税収は「約2400億円」としているが、「急激な負担増にならないように配慮すべき」としており、初年度は低率で導入され、税収がその額より少なくなる可能性もある。また「税収は、地球温暖化防止と経済成長を両立させるための総合的な対策に用いる」としている。

PT案には、いかなる効果・影響・課題があるのか。第一に、「環境面」だが、ガソリン税・軽油引取税の引下げによるCO₂排出量の増加というマイナス影響を生み出すことは回避した。税収を温暖化対策に充当するため、削減効果が見込める一方で課税率は低いので効果は限定的になる。なお、PT案は、「地球温暖化対策については、税制のみならず、他の政策との整合性確保が不可欠」としているが、その中身は示していない。

第二に、「経済面」だが、PT案は税収について「産業別の国際競争力や過重な負担となる特定産業に配慮して措置すべきである。また、エネルギー集約度が極めて高く、歳出による対応が困難な特定の産業に対しては、税制上

の特別の措置も検討すべき」とし、経済への悪影響を回避しようとしている。税収活用による低炭素型産業の育成効果も期待できるが、課税率が低いため、その効果をどこまで生み出せるかは疑問だ。

第三に、「社会面」だが、環境税導入に際し、寒冷地への配慮措置も重要と考えられるため、PT案は「灯油については寒冷地を中心に生活必需品となっていることに鑑み、負担増とならないよう措置すべき」としている。ただし、寒冷地以外にも措置が及ぶという課題が残る。逆進性・低所得者対策への踏み込みも不足しており、さらなる制度の工夫が必要であろう。

第四に、「納税者の納得・信頼ある税制」の観点からは、税収活用の精査の仕組みを示していない点が不十分である。環境省・経産省の「エネルギー対策特別会計(以下、エネ特会)に入れ、両省が管理する」という税制改正要望(本連載11月4日号参照)を受け入れているのか否かも不明である。

民主党政権は、税金の無駄遣い削減と特別会計改革を掲げてきた。先月の事業仕分けでも、既存の温暖化対策予算・エネ特会の課題が示された。有権者の税金への不信感が根強い中で増税し、税収をエネ特会に自動的に組み入れ、精査の仕組みもなしとなると、有権者の納得をえられないのではないかと懸念される。

温暖化対策に充てるとしても、一般会計に入れ、各省庁が予算要求し、十分な精査を経るのが本来あるべき姿と考える。税収をエネ特会に入れるなら、その合理性を十分説明するとともに、評価が割れる現状の事業仕分けを超える予算精査の仕組みを明示する責務があろう。

今後、政府税制調査会の議論が本格化する。税制改正大綱決定まで、残り数週間だ。環境税を導入するか否かだけでなく、制度内容も問われる。現政権をさらに揺るがす可能性もある。民主党はその真価が問われている。